

一条兼輝の学問

——「兼輝公記」に見える書籍年表稿——

松 澤 克 行

一条兼輝は十七世紀後期の公家で、五摂家の一つ一条家の当主である。⁽¹⁾ 彼には、延宝七年（一六七九）正月から元禄十二年（一六九九）八月までの日次記「兼輝公記」が残されており、同時期の近衛家当主基熙の日記「基熙公記」とともに、十七世紀後期の朝幕関係や朝廷内政治を考察するための基本的史料となっている。⁽²⁾ そうした政治史研究のほかにも、平井誠二氏が「兼輝公記」から彼の宗教観・精神生活について分析を行っており、近世における公家の精神史研究の史料としても有効なものであることが示されている。⁽³⁾

また、「兼輝公記」には、講釈の聴聞・書写・校合など、兼輝が行った種々の学問や、それに関連する書籍の記事が、少なからず記録されている。享保期に、近衛家熙（基熙の嗣子）が語った蘊蓄や教訓を、彼のもとに親しく出入りした医師の山科道安が筆録した「槐記」には、兼輝に関する次のような記事が見える。⁽⁴⁾

（兼香）一条殿ハ当世ノ才也、朝家ノ御為ニハケツカフナル事也、此度（昭仁親王）チ校町天皇春宮ノ傳ニナラレテモ、何角云出サル、ホトノ事、皆一器量アリ、イヤト云ハレヌ理屈トモヲ云出サル、奇特ノ事也、ソレト云モ、円成寺殿ノ力也、円成寺殿ハ近代ノ才人也、ヨク覚タル人也、此人ノ当職ノ時、御前ニハ内府ニテナラセラレタリ、故ニ常々御出会

アリシカ、別シテ気ニ入リニテ、何角問答アリシト也、正シク文庫ハ親子ノ時焼失ニテ、記録ハ一卷モノコラス、然ルニ、円成寺ノ一代ニ、今ノ世堂上ニ名ノフレタル記録ノ、一条家ニナキハナシ、タツタ円成寺一代ニ集リタル分也、誠ニ汗牛充棟ト云ヘシ、此力ヲ見テ知ヘシト、今ノ兼香モコレアレハコソト仰ラル、

すなわち、兼輝は有職故実の教養が深く、蒐書に意を注いで蔵書の充実に尽力し、近世一条家の文庫の基礎を築きあげた人物である。現在、一条兼香が朝廷で活躍し一目置かれているのも、養父兼輝のおかげなのだ、家熙はライバルの家の前当主について高く評価しているのである。こうした近世一条家の文化的力量や公家社会における文化的プレゼンスについては、ほとんど関心が向けられていないが、右の家熙の述懐からうかがえる様に、兼輝の形成した蔵書を背景とする一条家の文化力は、朝廷・公家社会における同家の発言力、すなわち政治的プレゼンスと、決して無縁なものではなかったのである。したがって、書物を基盤とする文化的空間の中で、近世の一条家が周囲とどのような関係を取り結び、知的営みをしていったのかを把握することは、朝廷研究・政治史研究にささやかながら素材を提供することになるであろう。また、充実した蔵書を誇る文庫の基礎を築いた兼輝の、書籍をめぐる様々な学問、文化的営

みの様子を具体的に確認することは、近年活発に進められている禁裏や公家諸家の文庫・蔵書研究⁷⁾にも、一つの事例を提供することになる。

そこで本稿では、書籍の学習・勘考・書写・校合・貸借など、「兼輝公記」に見える兼輝の学問に関係する記事を拾い、それに簡単な説明を付した年表稿を作成し、その様相を紹介することにした。なお、参考までに、本年表稿に採録した記事に見える書籍名を、左に列記しておく(五十音順)。

昭良公記 伊勢物語 伊勢流神代首書 院号定部類記 円照寺宮遺
戒記 園太暦 賀茂祭絵図 賀茂祭部類記 賀茂記 賀茂祭勅使記
管見記 勘例 儀式 吉部抄 吉記 賀茂祭次第 行幸記 玉葉
玉葉 近思録 禁秘抄 公事問答記 愚昧記 車図 元服次第 綱鑑
後宮抄 皇年代私記 康富記 古今和歌集 西宮記 薩戒記
三槐抄 史記 詩経 下鴨年中行事 社頭図 授時曆 春進記 叙
位次第 貞享改正春日祭次第 装束抄 小右記 諸家伝 除秘大成
抄 神代卷(日本書紀) 世俗浅深秘抄 節会次第 節会内弁納言
次第 節会納言内弁要 懺法記 続本朝文粹 大学衍義 台記 大
系図 内裏式 中右記 朝野群載 鎮座次第記 鎮座伝記 月次御
遊記 天神講式 東宮御元服記 塔供養記次第 東進記 二十一史
二水記 女官抄 禰宜家系図 発遣次第 兵範記 宝基記 北山抄
懺法部類記 明月記 野府記 倭姫命世記 吉田神龍院之神書 立
后記 律曆志(漢書) 立坊記 諒闇部類記 令義解 類聚国史
類聚雜要抄 類要抄

【凡例】

一、「兼輝公記」に見える学問・書籍関係の記事を年月日順に掲示し、その概略につき説明を附した。

一、関係記事は全件を掲示することは避け、原則、書籍の学問的営為につき初出のものや、注意すべきものを掲示した。関連する他の記事の日条については、概略の中に示した。

一、各年の始めに、その年の兼輝の年齢、官位を附記した。

一、記事には、読点・中黒・人名註・校訂註を適宜付した。

一、底本の謄写が不備な文字については、□で表した。

一、「兼輝公記」では、公家の官名について、前官であることを正確に表記していない場合もあるが、煩瑣になるので特に校訂註は付けなかった。

〔年表稿〕

延宝七年（一六七九）

28歳 右大臣、正二位

正月二十五日

厚元（合田）門弟松雲来、講詩経、今日初所来也、門交庵相伴之、

松雲を講師として、詩経の講釈を聴聞する。この後、講師を変えながら、天和二年（一六八二）七月二十八日まで、一条家で詩経の講釈が断続的に行われている。松雲はこの後、正月二十九日、四月十五日にも、詩経を講じている。松雲については未詳。同道している同門の交庵は、兼輝のもとに出入りをしている医師。

彼等の師である厚元（寛永一五、享保六、一六三八、一七五）は合田氏。字は昌因。晴軒と号す。三宅亡羊の養子で京都の朱子学者である三宅道乙の二男。寛文元年（一六六一）、徳島藩主蜂須賀光隆に藩儒として召し出される。通常

は京都に住み、藩主の命に応じて国元や江戸へ赴いた。⁸厚元が「兼輝公記」に初めて登場するのは延宝七年正月二十日の条であるが、「合田厚元来、謁之、（母死去後、初度也）」という割書の書き振りからは、既にこれ以前から一条家に親しく出入りしていたことがわかる。なお、養父の道乙は近衛家と昵懇であったが、厚元が同家に出入りしている様子は確認できない。

二月九日 去年所恩借記返遣右大将、（今出川公規）

今出川公規へ、前年借用した記録を返却する。記録の具体的なことについては未詳。この時、公規は議奏を勤めているので、今出川家の記録ではなく、靈元天皇から拝借した記録の可能性がある。

三月十三日 牧野撰津守来、謁之、（成喬）稲葉美濃守有伝言、先日記録借進（正則）

之礼被謝之、

老中稲葉正則より、貸し遣わした記録が返却される。記録の具体的なことについては未詳。武家に必要があり、公家から記録が借り出されていることについては注意するべきであろう。牧野成喬は禁裏附。

三月二十四日 厚元来、談學術、

合田厚元と「學術」につき談義する。「學術」は儒学のことであろう。

三月二十八日 厚元（合田）相伴門弟岩本五兵衛来、謁之、（是為令講、詩経也）早出、了留

厚元、談學術、

合田厚元の門弟、岩本五兵衛の詩経講釈を聴聞する。講釈終了後、厚元と「學術」につき談義する。この後、四月七日・十一日・二十五日、五月十一日の四回、五兵衛を講師として詩経の講釈を聴聞している。五兵衛については未詳。

五月三日 中園前宰相（季定）為 勅使、被返下去年所借献之諸家伝、（五冊、先日十三冊）

被返下、都合十八冊也、五六冊未被返下也、

靈元天皇へ前年貸し進らせた「諸家伝」のうち五冊が、この日返却される。延宝八年二月十九日の条には、靈元天皇が坊城家本「諸家伝」を借り上げて観覧していることが見え、この時期、同天皇が諸家の先例把握のため、「諸家伝」を調査していることがわかる。

六月二十一日 終日記録虫払、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

六月二十七日 中園前宰相（季定）為勅使、被返下去年所献諸家伝了、

靈元天皇より、昨年貸し進らせた「諸家伝」を返却される。五月三日

の条の割書に「五六冊未被返下也」とある分であろう。

七月九日 明月記（冊）「遂書写、返献」（靈元天皇、禁裏、宰相、被伝奏了、）

靈元天皇より拝借していた「明月記」十二冊の書写が終わり、これを返進する。⁹

七月十日 夕陽中園前宰相（季定）入来、被借下除秘大成抄（十冊、後京者、良經）

悦至極旨了、

靈元天皇より、「除秘大成抄」十冊を拝借する。九条良経作とあるので、「除秘大成抄」は「除目大成抄」、すなわち「大間成文抄」のことであ

ろう。兼輝はこの翌日から、書写を開始している。

七月二十四日 招白川二位、即入来、有談事、(雅喬王) 記録廿也、

白川雅喬を招き、記録の売買について相談する。白川家の蔵書を購入しようとしたものか。

七月二十七日 今日除秘大成抄^{十冊}、遂書写、就中園前宰相返献了、夕陽彼相公為勅使、被借下春除目抄六冊、度々御記拝借、朝恩余不知所謝、

七月十日に拝借した「除秘大成抄」十冊の書写を終え、霊元天皇へ返進する。次いで、「春除目抄」六冊を拝借する。「春除目抄」は八月十日に返進している。

八月二日 中園相公為^(季定) 勅使、部類記可献上之旨被仰下、献了了、

霊元天皇に部類記を貸し進らせる。翌三日、返却される。部類記の具体名は未詳であるが、八月二十一日に、霊元天皇より「院号定部類記」を拝借しているので、あるいは院号定の部類記であろうか。

八月十二日 中園宰相為勅使、被返下去年所借献之車図、^(季定)

霊元天皇より、去年貸し進らせた「車図」を返却される。

八月二十一日 申刻中園宰相為勅使、被借下院号定部類御記^{十冊}者、

奏恐悦旨了、

霊元天皇より、「院号定部類記」十冊を拝借する。抄写をし、九月四日に返進している。

九月二十五日 医交庵相伴大原新助^{是為令講来、詩経也}、講詩経、

岩本五兵衛に替わり、大原新助を講師として、「詩経」の講釈を聴聞する。新助を兼輝のもとに連れてきた交庵は、延宝七年正月二十五日の条に合田厚元門弟と記されているので、新助もまた厚元門下の儒者であろう。この後、十月五日・十一日・十五日・二十日・二十五日・二十九日、十一月六日・十五日・二十日・二十五日・三十日、十二月五日・十

一日・十五日・三十日、延宝八年正月二十五日・二十九日、二月二十日・二十五日・三十日、三月五日・十日、四月六日、五月六日、七月六日・十日、九月十五日・二十日・二十五日・二十九日、十月五日・十五日・二十日・三十日、十一月十六日、天和元年（延宝九年）正月十六日・二十日、二月六日、五月六日・十二日・十六日・二十一日・二十七日、六月二日・七日・十二日・二十二日・二十七日、七月二日・十二日・十七日・二十二日、八月二日・七日・十二日・十七日・二十二日、天和二年三月二日、五月六日・十一日・十六日・二十一日・二十六日、六月十六日、七月二日・六日・十一日・十八日・二十六日・二十八日の合計六十九回、新助を講師として「詩経」の講釈が開催されている。記事の様子からすると、これらの講釈は兼輝一人で聴聞しているようであるが、延宝八年正月二十五日・二十六日、二月五日・二十日、延宝九年五月六日・十二日には、地下官人の山形宗堅、河合社権禰宜、また堂上公家の伏原宣幸が参席している。

十一月四日 招見林、^(松下) 令講中臣祓、聴聞之、

松下見林<sup>(寛永一四〇元禄二六
一六三七一七〇三)</sup>を講師として、「中臣祓」の講釈を聴聞する。これは、十月二十三日に、

召松下見林、来月春日祭神斎中可講中臣祓旨、命了了、

と命じたことによるものである。講釈は、翌五日にも行われている。

見林の略歴は、この日の条の頭書に、

見林者医師也、元大坂居住者、^(古林) 見宜門弟、学医術、亦学儒術、亦依

有神道志、問彼道於外宮権禰宜延佳、而伝授口伝・口決等云々、仍

招之、所令講談也、

と記されている通りであり、更に、二十代で京都堀川に学塾を開き、五十歳の頃に在京のまま高松藩に召し抱えられたことも知られている。この間、延宝期に京都所司代を勤めた戸田忠昌と親交があったという。⁽¹⁰⁾

延宝八年（一六八〇）

正月七日　北陣雜犯如例、近代所見雖節會已前、旧例不依、節會前後依便行之、中右記・園太曆等、親族拜中被行北陣雜犯、仍兼日子書拔、奏之、今度就旧例、節會始之後被行之了、

白馬節会で北陣雜犯を催すタイミングについて、「中右記」「園太暦」により旧例を勘考し、(季定) 霊元天皇に奏上する。

二月十日 中國相公為（季定）勅使、被借下三槐抄三卷者、告畏悦旨了、
靈元天皇より、「三槐抄」三冊を拝借する。（可通）
（德川光圀）

二月二十八日
下北風景慶相伴板垣真庵・鵜飼金平
(河端)
(權)
(徳川光圀)
右兩人水戸相公儒也、依書
籍事、近比上洛云々、

来、謁之、

『大日本史』編纂に向けた記録蒐集のために上京した徳川光圀の史臣板垣貞庵（聊爾）と鶴飼権平（称斎）が入来する。

三月五日 先日令拝借三槐抄、三卷付中園前相公返献了、(季定)

靈元天皇へ、二月十日に拝借した「三槐抄」三冊を返進する

五月十二日 已刻自關東、(德川家綱) 当月八日將軍家薨去旨被告之、(後光明天皇) (中略) (一条昭良)

勅云、先年大猷院殿薨去節、(德川家光)禁裏・院中触穢哉否、(後光明天皇)智徳院為関(一条昭良)

白再任時日次無所見哉如何、下官申云、今朝為件用者令考勘日次
 處、不触穢旨有所見、又 勅云、廢朝五日歟三日歟、下官、廢朝
 日數無所見旨申之、(中略) 良久御雜談後退朝、

この日、將軍徳川家綱薨去（五月八日）の報が京都に届き、触穢の有無と廢朝日數の先例につき勅問があり、祖父一条昭良（智徳院）の日次記により、先代の將軍家光薨去の際の先例を奉答する。翌十三日にも、昭良の日次記により、故將軍への院号定の先例につき奉答している。なお、昭良の日記は現存が確認されていない。

五月十九日
左頭中將為勅使、被召懺法部類記、即借獻了、招中山

中將、(篤親)校合叙位次第、

靈元天皇の命により、家蔵の「懺法部類記」を貸し進らす。六月十三日より三日間、禁裏清涼殿で東福門院（後水尾天皇中宮）の三回忌の法懺法講が行われるので、それに向けた先例調査のためであろう。兼輝も、五月二十三日、六月二日・五日と、懺法記を勘考している。

また、中山篤親を招き、「叙位次第」を校合している。中山篤親は明暦二年（一六五六）十一月二十五日生まれなので、この時二十四歳。官位は従四位上左中将。中山家は一条家の家礼であり、篤親は童形の時から一条家に預けられ、年齢の近い兼輝の側で成長し、一条家を出て亭を構える際には、兼輝が援助をしている（延宝八年五月十日の条）。

七月三日 終日記錄虫払之外無他、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

七月十八日 鵜飼金平〔權〕
水戸相公儒、來、謁之、彼相公所持玉葉於恩借者、予

所持記不依何可借遣旨、申合之、彼者承諾、良久而退出、

徳川光圀の史臣鶴飼権平と、光圀所蔵の「玉葉」を借用する代わりに、一条家蔵書を光圀の希望に任せて貸し遣わすことを申し合わせる。光圀はこの様に、京都で『大日本史』編纂の史料蒐集を進めるに際し、公家諸家との間で、所持していない必要な書籍を互いに提供し合う、「替本」⁽¹²⁾「本替」を行っていた。

九月二十五日 招東坊城大納言、有談事、（恒長）記錄跋
事也、

家礼の東坊城恒長を招き、記録の跋文について相談する。記録の具体的なことについては未詳。

(主孝)

(符野安言)

十月五日
申斜池尻前中納言被持來後水尾院遺物
(共孝)
永真画因屏風
(狩野安信)
唐本大学衍義
正統
等、

拜領之、謁之、退出、

八月十九日に崩御した後水尾法皇の遺物を賜る。その一つに、唐本の

「大学衍義」正・続があった。

十月十日 入夜篤親朝臣入来、謁之、共披覽史記、
(中山)

中山篤親と「史記」を披見する。

十一月八日 入夜向三位中将亭、是依令講習也、花山巫相・篤親朝臣
(醍醐冬基)

等被出逢、子下刻帰家、
(花山院定誠) (中山)
(令終)

醍醐冬基亭に赴き、「令義解」の講習に出座する。冬基は兼輝の叔父。この条には何の講習であったのかが記されていないが、十一月十四日の条に、同じメンバーである兼輝・冬基・花山院定誠・中山篤親が参集し、花山院亭で「有令義解講習事」とあるので、この日も「令義解」の講習であったと考えられる。この後、延宝八年十一月十四日、十二月十三日・十八日、天和元年(延宝九年)正月八日・十七日、二月五日、五月二十六日、六月六日・十六日・二十六日(この回より大炊御門経光が加わる)、七月六日・十六日・二十六日、八月六日・十四日の十五回、一条家・醍醐家・花山院家・大炊御門家で持ち回り、「令義解」の講習が行われている。記事の様子から、この講習は講師を立てた講釈の会ではなく、参会者による勉強会であったと思われる。

十一月十日 自今日近思録講習始之、大蔵卿・中山中将・儒堅庵等来
(伏原宣幸) (篤親)

集、

この日より、朱子学の入門書である「近思録」の講習を開始する。この記事でははっきりしないが、延宝八年十一月十四日の条に「未刻堅庵来、有近思録講習事、
(伏原宣幸) (大蔵卿・中山)
(篤親)」とあることから、儒者の堅庵を講師とする講釈の会であったと考えられる。堅庵による講釈はこの後、延宝八年十一月十四日、同九年五月十一日・十五日・二十九日、六月五日・十日と、六回行われている。堅庵は、「兼輝公記」には「堅安」「兼安」とも記されているが、経歴等については未詳。後掲の延宝九年六月二十五

日の条に見えるように、この頃、京都から江戸へ居を移しており、それ以後は「兼輝公記」に現れなくなる。

中山篤親とともに列席している伏原宣幸は、篤親と同じく一条家の家礼。伏原家は儒学を家業とするが、宣幸は「近思録」のほかにも、一条家で催される漢籍の講釈に出席している。このように、儒学を家業とする公家までもが、市中の儒者の講筵に列しているという知識の在り方には、注意するべきである。

十二月五日 去々年依 勅定、預主五条家文書、頃間彼家文庫造立之
(置)

間、得内 勅、今日返与了、即召文章博士在庸・内匠頭長時代菩
(唐橋)
提院等、渡之了、下官依所勞、不出逢、令召家司渡了、即遣書状
(花山院定誠) (千種有能)
前右大将、遣專使於両伝、告右旨、可有 奏達之由示送了、
(於) (出川公規)

靈元天皇の命により一昨年の延宝六年より預かつていた、家礼の五条家の文書を返還する。唐橋在庸・清岡長時は、五条家と同じ菅原氏一門の公家。今出川公規は議奏。

兼輝が五条家文書を預かることになった経緯については未詳であるが、五条家では延宝五年八月に当主為庸が没し、子の為致が跡を継ぐが、彼は延宝七年の八月に所勞を称して三十二歳で隠居し、わずか二年で弟の為房に家督を譲っている。⁽¹⁴⁾しかし、為致はその後、享保四年(二七一九)まで存命し、七十一歳の天寿をまっとうしている。彼の隠居の背景には、所勞ではなく、何らかの属人的問題があったのではないかと想像される。五条家文書が一条家に預けられたのも為致が当主であった時期なので、彼の家伝文書管理能力が疑問視され、勅命により、五条家が家礼する一条家に文書が預けられたのではなかろうか。

天和元年(延宝九年、一六八一) 30歳 右大臣、正二位

正月二十二日 下北面長門守安益・安芸守景慶等来、申記六恩借事、
(速水) (河端)

乍許之了、

地下官人の速水安益・河端景慶へ、記録を貸与する。記録の具体的な
ことについては未詳。

正月二十三日 厚元来、有近思録講習事、大蔵卿来、被対顔、
(合思) 厚元来、有近思録講習事、大蔵卿来、被対顔、

合田厚元を講師として、「近思録」の講釈を聴聞する。厚元を講師と
する「近思録」の講釈は二月四日にも行われているが、先記した堅庵の
講釈との関係は不明。堅庵の「近思録」講釈に参加していた伏原宣幸は、
厚元の講釈にも列席している。

五月十八日 吉田神龍院之神書、故兼安甥数年譲与之、所持了、然彼
甥六七年以前病死、彼母依貧苦沽却、仍今日与料物、求了、尤可
為重宝繁多、欣悦々々、

兼安の甥が所蔵していた吉田神龍院の神書を、彼の母から購入する。
兼安は卜部一族の者ではないかと思われるが、未詳。

六月十七日 今日終日虫弘、篤親朝臣入来、終日被手伝、
(中山) 今日終日虫弘、篤親朝臣入来、終日被手伝、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。
六月二十一日 篤親朝臣入来、被書記録目六、
(中山) 篤親朝臣入来、被書記録目六、

中山篤親に家蔵の記録の目録をとらせる。二十四日・二十九日にも同
様の記事が見える。
六月二十五日 宗順来、講近思録、
(正井) 宗順来、講近思録、
西銘 堅庵数日講之、依閑東
下向 招彼者、令所講之也 篤親朝臣来、
(中山) 篤親朝臣来、

聴聞之、

堅庵の閑東下向により講師を宗順に替え、「近思録」の講釈を続行する。
講師の宗順は、貞享三年二月二十五日の条に「正井宗順来、近比自勢州
上洛由申之、依内々願望、予染筆懷紙遣之畢」とあるように、正井氏。
詳しい履歴は未詳であるが、山崎闇斎の直門で伊勢松坂の人。⁽¹⁵⁾ 此の後、
延宝九年(天和元年)六月三十日、七月五日・十日・二十日・二十四日・
二十九日、八月五日・九日・十四日・二十四日、九月十一日、天和二年

三月十七日、四月八日・二十二日・二十九日、五月十日・二十日、六月
二十五日、七月五日・二十五日・三十日の二十一回、宗順を講師として
「近思録」の講釈が開催されている。兼輝のほか、そのほとんどの回に、
中山篤親が聴衆として列席している。

六月二十八日 申斜向新中納言亭、于時於彼亭綱鑑会最中也、大蔵卿・
(伏原宣幸) 申斜向新中納言亭、于時於彼亭綱鑑会最中也、大蔵卿・

儒固安・立見等来会、予自傍聴聞、事了談話、戌刻帰家、
醍醐冬基亭に立ち寄ったところ「綱鑑」の会が開催されており、これ
を聴聞する。「綱鑑」については後記する。

八月九日 宗順来、講詩経、篤親朝臣来、聴聞之、
(正井) 宗順来、講詩経、篤親朝臣来、聴聞之、

正井宗順を講師として、「詩経」の講釈を聴聞する。先記の通り、こ
の前後は大原新助を講師として「詩経」の講釈を開催しているが、この一
日だけ宗順が講師を務めている。あるいは新助の誤記か。

天和二年(一六八二)

正月十八日 夕陽召祭主三位、謁之、与彼考公卿勅使記、作参宮次第、
(松本宗順) 夕陽召祭主三位、謁之、与彼考公卿勅使記、作参宮次第、
是依左大弁
宰相所望也 祭主持参家記・神宮記等数部、亥刻退出、

二月四日に伊勢公卿勅使が発遣されることとなり、兼輝が勅使発遣の
上卿となる。勅使を務める松本宗順より所望され、伊勢祭主の藤波景忠
と公卿勅使の参宮次第記を作る。その際、景忠が家蔵の旧記や神宮所蔵

の記録を一条家に持参し、それを勘考している。
正月二十一日 黄昏分権大納言・頭中将入来、謁之、談公卿勅使事、
(清閑寺熙房) 黄昏分権大納言・頭中将入来、謁之、談公卿勅使事、
(松本宗順) 頭中将申云、今日遣一通於公卿勅使許、
是先日予自愚昧記勘
出与頭中将以其趣
云々、 頭中将申云、今日遣一通於公卿勅使許、

伊勢公卿勅使発遣につき、兼輝が「愚昧記」より引勘した先例が、公
卿勅使の松本宗順へ届けられた旨、報告を受ける。清閑寺熙房は発遣日

時定上卿、庭田重条は日時定及び発遣の奉行。

正月二十三日 夕飯後権大納言・柳原大納言・頭中将等入来、祭主三

位来、談公卿勅使事、旧記数多自文庫取出、各人披見、与件輩勘之、

伊勢公卿勅使発遣に向け、文庫より関係する旧記を数多く取り出し、発遣の行事に關係する公家たちに見せ、共に検討する。柳原資廉は神宮伝奏。

正月二十四日 今日、發遣次第（庭田重条）御前作法（神祇官次第一冊、御前作法二冊、折本大藏卿、折本大藏卿、折本大藏卿、折本大藏卿）、以頭中将献了、

靈元天皇へ、この度作成した「發遣次第」二冊を献ずる。

四月二十五日 今日有綱鑑講習之事、厚元・篤親朝臣等来会、

「綱鑑」の講習を開催する。「綱鑑」とは、明代に「資治通鑑」と「通鑑綱目」を縮約・再編集して出版された史書である。この後、五月四日・十三日・二十三日、七月十日の四日、厚元が来邸し、「綱鑑」の講習が開催されている。記事の様子からすると、この講習は、合田厚元が解説をしつつ、参会者で「綱鑑」を読み進める会であったと思われる。これらの講習には中山篤親のほか、醍醐冬基・中院通茂・伏原宣幸、出入りの絵師で京狩野家の当主永納等が出席している。

六月十九日 終日記録虫弘之外無他、（清閑寺熙房）権大納言召具水戸侍山

形源七被来、謁之、（德川光圀）彼土、水戸相公僕也、為尋有職學於諸家、自初夏比上洛、來月令早

出、亜相良久談話、（中山）篤親朝臣来、終日被助虫弘了、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

また、家礼の清閑寺熙房に伴われ、徳川光圀の史臣山形源七（元纜）が入来する。

七月二十八日 （大原）新助来、依今日講談終、儲朝饌、令喫之、事了講詩經、

今日全部講終了

この日、二年近くにわたり開催されてきた「詩經」の講釈が終了する。

八月三日 （合田）旬節来、講近思錄、（正井）厚元下向阿州之間、宗順有綱鑑講習、仍令彼所講近思錄也、

合田旬節を講師とする「近思錄」の講釈が始まる。それまで「綱鑑」の講釈を行っていた合田厚元が仕官先の阿波に下向するため、正井宗順が「綱鑑」の講釈を担当することになり、宗順が講釈していた「近思錄」の講師を、合田旬節が務めることとなる。旬節は合田厚元の弟で、伊勢の藤堂家に召し出された儒者。（17）この後、旬節を講師とする「近思錄」の講釈は、天和二年八月八日・十三日、貞享元年（天和四年）九月二十三日、十月十日、十一月十八日の五回、開催されている。

九月十五日 有綱鑑講習事、宗順・醍醐中納言・篤親朝臣等来集、（正井）自成立、至昭王、（冬基）（中山）

正井宗順を講師とする「綱鑑」の講釈が始まる。この後、天和二年九月十五日・二十日、十月十日・十五日・二十日・二十日・二十九日、天和三年五月六日・十一日・二十一日・二十五日・三十日、閏五月六日・十一日・十五日、六月十二日・二十一日、七月二日・十日・二十六日、八月五日・十日・二十日、九月十七日・二十五日、十月二日・十一日、十一月十日・十五日・十六日、貞享元年（天和四年）五月十八日・二十六日、六月六日・二十一日、七月十一日・十四日、八月三日・十三日・二十五日、九月十八日・二十九日、十月五日・十四日・二十二日・三十日、十一月六日・二十三日・二十九日、貞享二年四月十二日・十七日・二十二日・三十日、五月六日・七日・十六日・二十二日・三十日、六月十一日・二十一日、七月六日・十二日・二十二日・二十九日、八月六日・十二日・二十一日・二十八日、九月二十三日、十月二日・八日・十三日・十八日・二十三日、貞享三年三月十五日・二十日・三十日、閏三月六日・十一日・二十四日・二十九日、四月二十五日・三十日、五月十日・十五日・二十日・二十五日、六月五日・十日・二十一日・二十六日・二十九日の八十九回、宗順を講師として講釈が開催されている。聴聞はほとんどが兼

輝一人であるが、醍醐冬基・中山篤親・清原宣幸・同宣通が列席する時もある。

天和三年（一六八三）

32歳 関白、右大臣（上御門）○正月十、正二位

正月十七日 入夜陰陽頭泰福来、依所勞不謁之、令諸大夫伝之、今日

立坊・立后日時儀被仰出、勘文書様可有如何哉、予即座勘旧記、

吉記（取申立后日）・管見記（取申可被立皇太子日時下有之）等有所見、仍令見件記、令書拔了、

泰福申大悦由、退出、

朝仁親王（後の東山天皇）の立太子（二月九日）と女御鷹司房子（後の新上西門院）の立后（二月十四日）の日時定勘文の書き様を、土御門泰福より尋ねられる。吉記・管見記より引勘し、泰福に教示する。

閏五月四日 今日懺法記（三冊）・立坊記、一冊、就民部卿返献禁裏畢、

靈元天皇へ、拝借した「懺法記」三冊と「立坊記」一冊を返進する。

閏五月五日 民部卿入来、使彼卿被借下立后記、即答畏悦由、而退出、

靈元天皇より、「立后記」を拝借する。閏五月八日に返進する。

閏五月十五日 自禁裏以甘露寺大納言、被返下先日令借献春進記八冊、

靈元天皇より、「春進記」八冊を返却される。「春進記」については未詳。

六月二十二日 松下見林来、謁之、先年借遣類聚国史兩冊返献、亦三冊、予所持分借与之、予遂写校可返之旨申含之、又依所望、朝野群載全部借遣之了、

松下見林との間で、「類聚国史」と「朝野群載」の貸し借りをする。

七月十八日 厚元来、講近思録、

合田厚元による「近思録」の講釈が始まり、聴聞する。この後、天和三年七月二十三日、八月十二日・二十二日・二十七日、十月十二日・二十二日、十一月二日・十二日・二十二日、貞享元年四月十五日、貞享二

年五月二日・八日・十三日・二十六日、六月三日・九日、七月三日、十月二十二日、貞享三年三月二日・十三日・二十六日、閏三月十八日・二十七日、四月十二日・二十七日、五月八日の二十五回、聴聞している。

九月二日 喫飯後、予与職久県主校合倭姫命世紀（賀茂）、

賀茂社神主の賀茂職久と、神道五部書の一つ「倭姫命世紀」を校合する。この後、三日・四日にかけて校合をしている。

九月五日 職久県主終日侍座、校合宝基本記、

賀茂職久と、神道五部書の一つ「宝基本記（造伊勢二所太神宮宝基本記）」を校合する。神道五部書の中でも、「宝基本記」と「倭姫命世紀」は反仏教的主張が強く、山崎闇斎が重視した。

貞享元年（天和四年、一六八四） 33歳 関白、正二位

正月二日 東宮拝礼関白加列事、見小右記、仍予立坊日雖不立拝、今日加列拝礼了、誠繼絶興廢之善政歟、

「小右記」より先例を見出し、この日行われた東宮拝礼にて関白の加列拝礼を再興する。

正月二十六日 召帶刀安益（速水）、談広橋家記六恩借事、小時退出、

地下官人の速水安益と、広橋家所蔵記録の禁裏貸し出し（三月十八日の条も参照）につき相談する。安益の速水家は、櫛笥家をはじめとするいくつもの堂上公家と個別の関係をもち、奉仕をして礼金を得ていた。

広橋家もそうした堂上家の一つであった。⁽¹⁸⁾

三月十八日 帶刀安益為広橋前中納言使、而持来吉部抄（貞光）第四、云、此先日令献次卷也、予可伝献、此儀、兩伝留主問、令予可献由、蒙御

内意云々、予可速可献由申之、令退出了、

広橋家より靈元天皇へ、「吉部抄」第四卷が貸し進らされる。「吉部抄」は「吉部秘訓抄」のことであろう。この条によれば、既に第三巻も天皇

へ貸し進らされていることがわかる。

なお、本来記録を天皇へ取り次ぐべき武家伝奏両人は、この時、年頭勅使として関東へ下向しており（二月九日江戸着）、三月十一日に江戸を発ち帰京の途についている。通常、年頭勅使の江戸―京都の通交には、片道二週間程度を要するので、まだ帰着以前で京都を留主にしているのである。

四月二十三日 召帯刀安益、授先日自広橋家被借献之吉部抄、（貞光）是近頃自
（速水）下、広橋家へ可
遵旨依蒙仰也。其序云、浅深秘抄於所持者、近日弥可被借献之由申之、（靈元天皇）禁裏被返

安益諾、可申広橋家由称之、退出、（中略）安益持来世俗浅深秘抄、
二卷、謁之、近日可献禁裏由命之、

靈元天皇より広橋家へ「吉部抄」が返却され、ついで同家から天皇へ「世俗浅深秘抄」二巻が貸し進らされる。兼輝がこれを預かり、四月廿七日に靈元天皇のもとへ届けている。

四月二十五日 着衣冠参内、有召、参御学問所、（中略）勅云、予

所奏有其謂、猶重可被仰出、予自史・律曆志（廿一）并書々令勘出、異朝
曆号注一紙、（中略）帰家、異朝曆号勘例（一巻）就千種前宰相献之、（有維）

改元に向け、「二十一史」や「漢書」の「律曆志」、その他の書物から
異朝の年号について勘考し、靈元天皇へ献ずる。

五月九日 召帯刀安益、即刻来、謁之、先日自広橋家被献上之世俗浅
（速水）

深秘抄二巻授之、申可伝達広橋家由、安益承諾、退出、是近比
自禁裏被返下、可遣広橋家由、依蒙仰也、良久後安益来、返授

広橋家、被申畏悦旨申之、而退出、

靈元天皇より広橋家へ、「世俗浅深秘抄」二巻が返却される。

六月二十四日 今日記録虫弘也、終日頭中将被手伝、申斜退出、
（中山篤親）

藏書の虫弘いを行う。

八月三日 他行中千種前宰相（有維）相為 勅使、被返下先日所借献之授時曆、

（一冊）帰家後、遣書札於彼相公、申令落掌了由、

靈元天皇より、「授時曆」一冊を返却される。

八月十二日 岷首座来、見之、唐六典可書写由命之、全部遣之了、

岷首座に、「大唐六典」を預け、全部の書写を命じる

九月二十四日 午後参内、有召、参御学問所、種々御雑談、於小御所

令公卿・殿上人書写冷泉家所持之明月記、出御件所、予候御供、
（為綱）

被見件記事了、

禁裏で、冷泉家所蔵「明月記」の書写が行われる。兼輝も「明月記」

を披見する。この時期、冷泉家の文庫には勅封がなされ、藏書は武家伝

奏と京都所司代の管理下に置かれていた。¹⁹⁾冷泉家の藏書については、貞

享二年四月十七日にも、歌書の書写が仰せ出されている。

十一月二日 源中納言（千種有維）武家、入来、謁之、去春関東被仰遣玉葉・殿御記・
（通定）

玉葉等事、其刻返答不分明、仍今度久留島出雲守令下向間、可被

仰遣所思召也、年号等委予可相談由、勅定也、巨細可示告由被示

之、予件三代記年号等彼是委申談了、

昨年関東へ借用を申し入れた「玉葉」「殿御記」「玉葉」につき、年記

のことを含め再度申し入れるよう、靈元天皇より命じられる。「殿御記」

は、貞享二年正月二十六・二十七日の条によれば、「台記」のことを指

している。なお、久留島通定は禁裏附。

十二月十二日 内々蒙仰伊勢物語詞書、染愚筆、以使進献新院畢、
（後西上皇）

後西上皇の命により、「伊勢物語」の詞書を染筆し進上する。

十二月十四日 申斜東園前宰相中将為勅使入来、謁之、被伝勅語云、
（基量）

女王、禁裏官女内尋常有之哉、於即位時々有所見、如典侍・掌侍、

常被召仕哉、如何、予答云、後宮令・禁秘抄・女官抄等種々女官

雖被載之、女王無所見、代々日記、女王尋常被置之事不分明、此

旨宜可被奏、相公諾、被退出了、

霊元天皇より女王の設置について勅問を受け、「後宮令」「禁秘抄」「女官抄」により奉答する。

十二月二十四日 召大外記師庸、自明年三節会勸盃被用瓶子間、可得其意、又造酒司可下知、其作法者康富記有所見間、可從彼作法由、以左馬頭利忠命之了、(保田)

明年より三節会での勸盃には瓶子を用い、造酒司による勸盃下知の作法は「康富記」の記録に則り執り行う様、大外記に命じる。

貞享二年（一六八五）

34歳 関白、正二位

正月二十六日 依召、夕陽参内、於御学問所御対面、内府被参、勅云、

去年被仰遣関東旧記、玉葉・玉葉、台記已下、今度令年頭使献之、先今日目錄献之、委細可披見、予逐一拝見、申朝廷再興珍重由、退朝、

昨年関東へ申し入れた旧記が京都に貸し進らせられ、その目錄を披見する。

正月二十七日 依召申斜参内、(花山院定誠)内府同被参、一同召御前、自関東令借

献旧記被出之、悉拝見、去年被仰遣玉葉・玉葉・台記外、師輔公記・後二条関白記・経実卿記・明月記、其外部類記数多献之了、所借献旧記各為重宝物、申珍重由、又玉葉・玉葉等予拝借事奉願由申之、退朝、

関東より届けられた、「玉葉」「玉葉」「台記」「師輔公記」「後二条関白記」「経実卿記」「明月記」、その他多数の部類記を拝見し、「玉葉」と「玉葉」の拝借を願う。

三月二十九日 依兼約、東園中納言・中山宰相中将・左大弁宰相入来、(基量)
(右衆中)
家礼也
(中略)事了各被書写節会次第、(清閑寺熙定)
右衆中
家礼也
納言・内弁次第也、事訖各退散、

家礼の東園基量・中山篤親・清閑寺熙定に、「節会次第」を書写させる。この後、四月四日・九日、六月十三日・二十三日、七月二十日・二十九

日と書写が勧められ、八月九日に、

夕陽東園中納言・中山宰相中将・左大弁宰相入来、被書写節会次第、今日写切終了、亥斜各退散、(基量)
(清閑寺熙定)

とあるように、終功する。

四月十二日 鵜飼金平(德川光圀)来、謁之、有申談事、良久後退出、(德川光圀)

德川光圀の史臣鵜飼権平が来談する。

四月十七日 中山宰相中将入来、謁之、被告云、(為綱)冷泉家所持之歌書、

諸家書写事被仰出、近日各朝参写之、仍節会次第書写儀、其間可延引由、東園黄門被申旨、被伝之、答諸由、退出、(基量)

冷泉家伝来の歌書の書写が諸家に仰せ出される。そのため、三月二十九日より東園基量・中山篤親・清閑寺熙定と始めた、「節会次第」の書写作業を一時中断する。

四月二十一日 午後召宗恒、(高橋)校合諒闇部類記、入夜退出、

地下官人の高橋宗恒と、「諒闇部類記」の校合を行う。この後、四月三十日、五月六日・七日・十四日・二十七日・二十八日と校合が行われている。

五月一日 夕陽召元端、校合続本朝文粹、

出入りの医師元端と、「続本朝文粹」の校合を行う。

六月二十五日 辰刻両伝奏来臨、(柳原資康・千種有繼)内々依招之也、謁之、告云、当春自

將軍家被借献御記、未無書写御沙汰、及遲滞、当年已過半年、及遲引儀、為朝家不宜、夏・秋中早書写被仰出、冬中有校合、明春伝奏下向刻被返遣可然、此事、各被加愚慮奏達可肝要、下官朝参節、伺天氣可言上、両伝諾、退出、(德川綱吉)

関東より貸し進らせられたままとなっていた記録を書写・校合・返却する段取りを示し、霊元天皇に言上する様、武家伝奏に指図する。七月二日に天皇に言上したところ、

去春自関東被借進御書写事言上、勅云、近日以備書書写儀、可被仰出、

とある様に、備筆にて書写するよう仰せ出される。

六月二十六日 今日有記録虫弘事、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

九月二日 下鴨比良木禰宜祐之来、講神代、中山宰相中将被誘引入来、

聴聞之、

下賀茂神社祠官で山崎闇斎門弟の鴨祐之による、「神代卷」の講釈を聴聞する。この後、九月三日・七日・十日・十二日と講釈が行われる。

九月二十九日 申斜東園中納言・庭田中納言・中山宰相中将・左大弁

宰相・藤波三位等入来、自今日始西宮記会、各被預其席事、儲小饌、子刻退散、

家礼の東園基量・中山篤親・清閑寺熙定・藤波景忠と、「西宮記」の読書会を始める。この後、貞享二年十月四日・二十日、貞享三年二月十六日・二十六日、三月十一日・十九日、閏三月十九日、四月九日、五月二十三日、六月八日、元禄二年四月二十七日、五月三日・十三日・二十三日、六月三日、八月二十七日、九月三日・八日・十三日・二十二日、十月二日・十二日・二十二日、十一月七日の二十五回、開催している。メンバーは最後まで変わらない。

十月三日 正親町中納言入来、謁之、有神道相伝事、彼御被親神道總興人也事終退出、

正親町公通より神道の伝授を受ける。

十月八日 入夜左大弁宰相入来、校合節会次第、事了亥刻退出、

八月九日に一旦終功したが、清閑寺熙定と、あらためて「節会次第」の校合を行う。熙定とは十月十日にも校合を行い、十月十六日には中山篤親と校合を行っている。

十月十九日 下鴨比良木禰宜祐之持參鎮座次第記・鎮座伝記等、献之、召出、見謁之、

鴨祐之より「鎮座次第記」「鎮座伝記」を献じられる。

十月二十二日 藤波三位入来、侍坐、自今日於禁裏、当春將軍家被献

御記被逐書写、校合、公卿・雲客各毎日參集勤之云々、其父名、

内府・前内大臣・今出川前内府・権大納言・右大将・春宮権大

夫・今出川大納言・園前大納言・前源大納言・勸修寺前大納言・

高辻前大納言・東園中納言・清水谷中納言・新源中納言・宰相中

將・左大弁宰相・大藏卿・押小路三位・誠光朝臣・共方朝臣・

韶光朝臣、

前日までに、関東より貸し進らせられた記録の書写が終わり、この日から校合が始まる。兼輝にも、十月二十七日になり校合が命じられる。

校合の作業はこの後、十月二十三日・二十七日、十一月三日・九日・十一日・十四日・十五日・十七日・十九日・二十二日・三十日、十二月朔日・二日・九日・十三日・十四日の二十三日間、行われている。

貞享三年（一六八六）

35歳 関白、正二位

二月二十四日 夕飯後参内、有召、寛談、候御前、弥御記可被借下由有勅、心中大悦不少之、良久退朝、

霊元天皇より、御記の拝借を聴される。御記の具体的な内容については未詳であるが、あるいは、前年に関東から貸し進らされて書写・校合を遂げた記録類のことかもしれない。

四月一日 参内、有召、於御学問所拜天顔、予奏八条宮種々儀被申送

事并御記拝借事等、天氣宜、首尾無残所者也、良久而退朝、

霊元天皇に、御記録拝借の事を申し上げる。二月二十四日の件に関し

六月二十一日 自去十一日毎日、有旧記虫払事、至今日終畢、

去る十一日からこの日まで、藏書の虫払いを行う。

七月五日 申刻左大弁宰相入来、校合東宮御元服記、戊刻事訖退出、
(清閑寺熙定)

来年正月二十三日の東宮(朝仁親王、後の東山天皇)元服に備え、清閑寺熙定と「東宮御元服記」の校合を行う。靈元天皇の元服の時の記録であろうか。この後、七月八日・十日・十三日・十七日・十八日・二十日と校合を行い終功する。七月二十三日に靈元天皇へ返進している、この「東宮御元服記」は禁裏文庫より拝借したものである。

七月六日 招東宮御元服伝奏・奉行、即入来、
(朝仁親王)
(清閑寺熙房) 謁之、御元服雜

事少々評議、可被用御道具自旧記勘出、令見之、即奉行・頭中將
(權大納言、頭中將、國基勝)
悉伝付一紙、唐匣宮自類聚雜要抄勘之、同与之、及未刻事訖、羞夕饌、退出、

東宮の元服に向け、「類聚雜要抄」その他の旧記から道具類の旧例を勘出し、元服の伝奏清閑寺熙房・奉行園基勝に提供する。

七月二十三日 申斜参 内、候御前、東宮御元服記悉返納之、
靈元天皇へ、「東宮御元服記」全冊を返進する。

貞享四年(一六八七) 36歳 関白、正二位

この年の「兼輝公記」現存せず。

元禄元年(貞享五年、一六八八) 37歳 関白、正二位

二月二十日 勸修寺大納言(経慶)隨身公事問答記入来、謁之、此記被借与了、
先日予依借遣吉記抄也、小焉退出、

先日「吉記」を貸し遣わした替わりに、勸修寺経慶より「公事問答記」を借用する。

元禄二年(一六八九) 38歳 関白、正二位

閏正月七日 今日月輪殿御記(九条兼実)覽終了、
(九条兼実) 是自去年春、可為用事令拔書了、
(九条兼実) 所覽之也

去年の春より行つてきた「玉葉」の披見を終える。この間、公用に備え、記事の抜書を作成している。

閏正月十一日 「先日清閑寺中納言入来時又今晚、玉葉拔書令吟味、
(文中割書) 熙定・篤親等卿為相手、」(中略) 自今日見峯殿御記、
(九条道家) 藥玉

清閑寺熙定・中山篤親と、先日続き「玉葉」の抜書を吟味する。
また、この日より、「玉葉」の披見を始める。

閏正月十六日 基茂朝臣来、
(東園) 被返康富記了、
(東園基量) 東園基量より、「康富記」が返却される。

閏正月十七日 基茂朝臣来、
(東園) 使也、被返納薩戒記了、(中略) 入夜清閑寺
(中納言) 中納言入来、玉葉付紙令吟味了、亥刻退出、

東園基量より、「薩戒記」が返却される。

また、清閑寺熙定と、「玉葉」の付紙について吟味する。この後、閏正月二十四日・二十五日にも、熙定や中山篤親との「玉葉」の付紙吟味が行われている。

閏正月二十六日 以使返賜賀茂記於伝奏權大納言許了、
(中御門資熙) 是賀茂神主、中上階例也、

賀茂伝奏中御門資熙へ、「賀茂記」を返却する。

二月五日 参詣吉田社、(中略) 於廊門下奉幣、其作法予改之、如玉葉所見、勤之、

「玉葉」の所見に基づき、吉田社にて奉幣の作法を改める。

四月十九日 夕陽清閑寺中納言入来、校合玉葉拔書、戊刻退出、
(熙定) 清閑寺熙定と、「玉葉」の抜書の校合を行う。この後、四月二十一日・

二十三日にも、熙定や中山篤親と「玉葉」の抜書校合を行っている。
(東園) 四月二十九日 基茂朝臣為父卿使来、返納西宮記両冊、又次策申可恩

借由、即刻借与兩冊十二月、了、臨時、了、

東園基量より「西宮記」二冊が返却され、次の二冊を貸し遣わす。

六月五日

(東園基量) 基茂朝臣来、是自父卿返記録使也、出逢謁之、左衛門佐

(伏原)

宣通来、謁之、復辟次第里亭、上卿要、職事要、(庭出)就重条卿献于仙洞、内々

依蒙仰也、

東園基量より記録を返却される。四月二十九日に貸与した「西宮記」であらう。

また、内々の仰せにより、靈元上皇へ、「復辟次第」五冊を貸し進らせる。

六月十九日

自今日虫弘記録、

この日より二十二日まで、藏書の虫払いを行う。

六月二十二日

(重条) 庭田前中納言入来、被伝院宣曰、来廿六日遷宮時宣命、

正保度載天皇乃詔之由、於載天皇乃詔者、禁裏・仙洞可差別、

考院中宣命可申、予勘朝野群載、嘉承度撰政宣命上皇□、其趣載

太上□詔久由、然者、於今度者、可載太上天皇乃詔久歟、其外□

□作法少々相談、退出了、

靈元上皇より、仙洞御所の鎮守社遷宮の宣命の文言について御下問が

あり、「朝野群載」にて勘考し奉答する。

八月二十五日

(東園基量) 基長朝臣来、為父卿使被返納西宮抄、(記カ)

東園基量より、「西宮抄」が返却される。

九月一日

今日於 禁裏謁右大将、被相談遷宮夜御拜事、退朝後考勘

禁秘抄・玉葉等、遷宮夜臨其刻限御拜注付一紙、送右大将許、可

院奏由被答之、

議奏の三条実通より、九月十日に行われる式年遷宮の夜御拜について尋ねられる。「禁秘抄」「玉葉」から引勘して作成した二紙を示し、靈元上皇に伺うよう指図する。

九月十四日 今朝撤門札・注連等、解斎、昨朝雖可解斎、昨夜依外宮

遷宮、至今朝解斎、遷宮神斎無後斎、委見月輪殿建久御記、(九条兼実)

式年遷宮の翌朝に自家の解斎をすることの根拠について、「玉葉」に載せる建久度の例の存在を、日記に記し留める。

十月七日

(照定) 入夜清閑寺中納言入来、謁之、与彼卿作当家装束抄之抄、

以玉葉・玉葉及家記、頼長記等所見、作之、(藤原) 亥刻退出、

清閑寺照定と、「玉葉」「玉葉」「台記」等より引勘し、「装束抄」の抄

物を作成する。十七日にも、照定に抄物を執筆させている。

十月二十六日

(近) 高秀宿禰持来円照寺宮遺戒記、被定彼寺之上□□奥書給、文智全主、法式記也

勅筆也、即拝見之、即時返遣了、是予内々依所望也、

南都方楽人の辻高秀より、勅筆の奥書をもつ「円照寺宮遺戒記」を借

覧し、直ちに返却する。「円照寺宮遺戒記」は、文智女王が定めた「普

門山規矩」(貞享三年撰)のことか。

十一月八日

(東園基量) 基長朝臣来、被伝父卿口状、記録編輯付紙事也、不及具

注、

東園基量より、記録を編輯する際の付紙について申し入れを受ける。

記録の具体的なことについては未詳。

元禄三年(一六九〇)

38歳 関白○正月十、正二位

二月十一日

(中院通彰) 源宰相中将謁之、被返納先年父卿被恩借中右記、

中院通茂より、先年貸し遣わした「中右記」を返却される。通茂は「兼

輝公記」にしばしば登場し、兼輝と親昵な様子が見える。

六月二十日

自今日記六虫弘、

この日より蔵書の虫払いを行う。

九月二十二日

(景忠) 藤波三位来、謁之、内々予所望伊勢流神代首書權綱宜度、会延貞所

持本云々、是於勢州祠官中学得斯道者云々、被借送、申可書写由、抑留了、

藤波景忠より、「伊勢流神代首書」を借用し書写をする。

十一月八日 依厚望、貞享改正春日祭次第令書写、送遣油小路中納言(隆基)

許畢、

春日祭(十一月九日)上卿の油小路隆真に、「貞享改正春日祭次第」を書写して与える。十一月六日と七日の両日、隆真が一条家に来訪して同書の一覽を願うが、兼輝は既に朝儀を万事差配する関白を辞しており、しかも油小路家は一条家の家礼でもないので、拒絶しようと考えてるが、隆真の熱意を斟酌し、写本を作成し与えることとする。この後、十日に隆真から、無事上卿の務めを果たせたとして、謝詞と土産物が寄せられている。

十一月十九日 自殿下、明後日於 仙洞中臣祓講談有之、(近衛基熙) 吉田左兵衛(兼連) 為

聴聞可参院由被申送、答可参由了、内々、為聴聞可参旨、以重条卿被仰下故也、

二十一日に靈元上皇の御所で開かれる、中臣祓の講釈に出座するよう、関白近衛基熙より案内がある。関白からの案内とは別に、上皇から聴聞に参上するよう内々仰せがあったので、出座の回答をする。もともと、当日は所労により参院をとりやめている(十一月二十一日の条)。

十一月二十三日 今日招中山中納言・清閑寺中納言、令校合玉葉拔書、儲夕饌、亥刻退出、(鷹親) (鷹親) (鷹親)

中山篤親・清閑寺熙定と、「玉葉」の抄物を校合する。この後、元禄三年十二月五日、元禄四年正月二十六日、二月十一日・二十四日、閏八月十三日に、篤親・熙定のほか、東園基長・藤波景忠らの家礼とともに校合を行っている。

十一月二十六日 已刻参仙洞、依中臣祓講談、聴聞也、関白・内府・(靈元上皇) 前関白・右府・予・左大将・二条大納言、其外数輩被参、於御会(鷹司房輔) (鷹司兼熙) (九条輔美) (綱平) (近衛基熙) 始有之儀。御、吉田左兵衛督着斎服・烏帽子、講之、(兼連) 自國中仁荒事服至国罪段

了退出、講談体、難信心(多)両端也、不及具記、

靈元上皇の御所で開催された、中臣祓の講釈に出座する。講師の吉田兼連の講釈を、兼輝は感心しなかったようであり、十二月二日に開かれた講釈へは、出座を断っている。

元禄四年(一六九一) 39歳 前関白、正二位

八月二十日 厚元伴田中平丞来、謁之、(合田) 始出、賜盃、退出、是予謁見以

厚元依望申也、平丞者田中一閑養子也、一閑者学神道於惟足、(吉川) 以其術仕加賀国主、一閑先年上洛、予令彼者講神代聞之、以其由縁

所来也、

合田厚元の取り次ぎにより、加賀藩儒者の田中平丞を引見する。先年、平丞の養父一閑が上洛した際、兼輝は「日本書紀」神代巻の講釈をさせ聴聞している。

八月二十六日 今日記録虫如如昨日、

この日より二十九日まで、蔵書の虫払いを行う。

元禄五年(一六九二) 40歳 前関白、正二位

この年の「兼輝公記」現存せず。

元禄六年(一六九三) 41歳 前関白、正二位

九月二日 園中納言入来、依所望借与中右記、(基勝) (五策) 小焉退出、

園基勝へ「中右記」五冊を貸与する。

九月二十五日 左大弁宰相持来東進記、与予所持本可見合由被告之、(葉室頼孝) (葉室頼重)

是父重相、為使被来、一両日滞留、自是委細可申送旨、予答之、須臾雑談、退出、

葉室頼孝より家蔵の「東進記(三長記)」が届けられ、一条家所蔵本

との対校を依頼される。葉室家本を預かり、対校の詳細を伝える旨、回答する。

十月二日 自園中納言被返中右記五冊、次策恩借被望申、仍次五冊借与之了、
(基勝)

園基勝より、九月二日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次の五冊を貸し与える。

十月十日 左大弁宰相入来、返与先日被覽東進記、予与所持本勘合処、
(葉室頼重)
無相違、所持八冊は一冊悉閉付由告之、相公諸、小焉退出、

九月二十五日に預かり置いた葉室家本の「東進記」を自家蔵本と対校したところ、相違ある箇所はなかった旨、葉室家に回答する。「所持八冊は一冊悉閉付」の意味するところは難解であるが、一条家本「東進記」は、もと八冊本であったものを一冊に綴じ直してある、ということであるうか。

十一月二十日 薄暮勸修寺前大納言入来、内々所望皇年代私記渡之、
(経慶)
是後水尾院以来加書所也、是為御用由、密々被示之、良久退出、

議奏の勸修寺経慶が入来し、御用であることを密々示して、兼輝より「皇年代私記（皇年代略記）」を借り受ける。この「皇年代私記」は、後水尾天皇以降の記事が書き加えられたものであった。

元禄七年（一六九四） 42歳 前関白、從一位○二月十九日叙

三月三日 舞人高秀宿禰今日隨身下鴨年中行事一卷、
(辻) 古本、是梨木祐之

是主累代所為本云々、元者祝家書也、然而有子細、古本在梨木家、
(是補) 是補 祝家還而件書写諸事云々、即加一覽返納了、

樂人の辻高秀が持参した「下鴨年中行事」を一覧し、高秀に返す
(基勝)
五月十三日 園中納言持来中右記、被返与、被乞次。五冊借与之了、
(基勝)

小焉退出、

園基勝より、昨年の十月十日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次の五冊を貸し与える。

五月二十六日 定基朝臣入来、
(野宮) 被隨身百合、被覽之、
記被与之、内々依所望也、少々可被改事有之、命其旨、書改近日

可被持来由被示之、寛談、儲水仙酒・肴、戌斜退出、
内々所望し、この年の四月十八日に再興された賀茂祭の委細について

定基が記した、作法書と日記を落掌する。
定基は中院通茂の二男で、叔父野宮定縁の養子となる。後年、滋野井

公澄・東園基量・平松時方とともに、十七世紀後期の朝廷における有職四天王の一人に数えられる。彼はこの年、賀茂祭使を務めており（元禄七年三月十五日の条）、兼輝から賀茂祭について作法の指南を種々受けている様子が「兼輝公記」に見える。

閏五月十二日 申斜定基朝臣被持来賀茂祭勅使記、
(野宮) 使作法委細、被書日記也、
直可抑留由告之、令一覽、

野宮定基が持参した「賀茂祭勅使記」を預かり置く。
閏五月十四日 御霊社祠官信直来、謁之、持参勘例、
(出雲路) 三種神器、受禪之時御事等也、自日本紀以下代々国史及神祇令等、勘出文也、又類聚本源古語拾遺等載之、
加一見、直令抑留、是内々依所望也、
(山崎闇斎)

彼者師令勘出、注置之云々、其外種々談神道事、
内々所望した「勘例」を、下御霊神主で山崎闇斎高弟の出雲路信直

が持参し、これを預かり置く。同書は山崎闇斎が「日本紀」以下の国史や神祇令から勘出し注を加えたものであるという。この時、兼輝は信直と神道について種々談義をしている。

閏五月十五日 園中納言被持来中右記、被返納、被乞次冊、即五策借与之了、
(基勝)

園基勝より、五月十三日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次の五冊を貸し与える。

六月三日 (東坊城恒長) 菅前大納言入来、謁之、被与天神講式一卷、依内々所望也、
(高辻) 長量朝臣 被新書写

内々所望した「天神講式」一卷を、東坊城恒長が持参し、これを落掌する。

六月四日 自今日虫払旧記、

この日より十二日まで、蔵書の虫払いを行う。

七月九日 借賀茂祭部類記於下鴨河合禰宜祐之^(鴨)之県主許、是与予所持記
為見合也、

河合社禰宜の鴨祐之へ、彼が所持する記録と対校させるため、「賀茂祭部類記」を貸し遣わす。

七月二十三日 (基勝) 園中納言入来、被返授中右記五冊、次冊可令恩借由被
告之、謁之、借与次五冊畢、

園基勝より、閏五月十五日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次の五冊を貸し与える。

七月二十六日 (野宮) 定基朝臣入来、被与賀茂祭使次第、細記是予、委細被
作使要次第可給由、内々依所望也、悉披見之、一々巨細被注付、
無一事誤、尤感悦至也、少時雑談、退出、

野宮定基に執筆を依頼した「賀茂祭使次第」が出来し、一覽する。誤りもなく細部にわたり注が施されており、兼輝はその出来の良さに感心している。

九月三日 (基勝) 園中納言入来、被返給中右記、可借与次冊由被示之、借与
五冊了、
(冊)

園基勝より、七月二十三日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次

の五冊を貸し与える。

十月二十二日 (野宮) 定基朝入来、校合玉藥拔書、

野宮定基と、「玉藥」の抄物を校合する。この後、元禄八年三月二十三日、四月十六日にも、同書の校合を行っている。

十月二十三日 (野宮) 野府記^{五冊}、借与定基朝臣了、

野宮定基へ、「野府記^(基勝)（小右記）」を貸与する。

十一月二十五日 (基勝) 園中納言入来、中右記被返納、次冊可借与旨被示之、
即謁之、借与次五冊畢、
(冊)

園基勝より、九月三日に貸与した「中右記」五冊が返却され、次の五冊を貸し与える。

十二月六日 (実業) 午後清水谷大納言・中山中納言・清閑寺中納言等入来、
(篤親) (熙定)

節会納言内弁要令吟味、新作之、儲夕饌・夜食等、亥刻各退散、
(賀茂職久) (庄宗資)

賀茂神主三位持来当年賀茂祭絵図、是為遣本城因幡守令写之云々、
令一覽、返給了、

清水谷実業・中山篤親・清閑寺熙定と、「節会納言内弁要」を吟味し、新たに編む。

また、賀茂社神主の賀茂職久が持参した、「賀茂祭絵図」を一覽する。

この絵図は、常陸等間藩主で、將軍徳川綱吉の生母桂昌院の弟である本庄宗資の求めに依じて、写しを作成したものである。

十二月十四日 (篤親) 午後中山中納言・清閑寺中納言・基長朝臣入来、節会
内弁納言要次第令吟味、新作之、書写、
(熙定) (東園)

中山篤親・清閑寺熙定・東園基長と、「節会内弁納言次第」を吟味し、新たに編む。「節会内弁納言次第」は、十二月六日に吟味をしている「節会納言内弁要」と同じものか。

元禄八年（一六九五）

43歳 前関白、従一位

三月七日 河合禰宜祐之来、謁之、内々願申旧記等借与之、良久談話、退出、

鴨祐之へ、家蔵の旧記を貸与する。

三月八日 河合禰宜祐之（鴨）之県主持来禰宜家系図并社頭図、謁之、留置社頭図、小焉令退出、

鴨祐之が、「禰宜家系図」と「社頭図」を持参する。「社頭図」を留め置く。

三月十日 河合禰宜祐之（鴨）之県主来、返献先日借遣行幸記、謁之、

鴨祐之より、「行幸記」が返却される。

三月十一日 河合禰宜祐之（鴨）之来、謁之、内々令所望禰宜家系図令書写令献之

鴨祐之が、「禰宜家系図」を書写して兼輝に献上する。

三月三十日 夕陽河合禰宜祐之（鴨）之県主、持来下鴨年中行事、是彼社年中行事令彼者令書写可献旨先比依命之也

謁之、小焉退出、

鴨祐之に先頃書写を命じた「下鴨年中行事」が出来する。

六月廿日 自今日記録虫払、

この日より翌日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

十月四日 園中納言持来北山抄、被返納、次冊可恩借由被申候、仍両冊借与之了、

園基勝より「北山抄」が返却され、次の二冊を貸し与える。

十月十九日 入夜招定基朝臣、校合節会次第、亥刻退散、

野々宮定基と「節会次第」を校合する。この後、十一月廿七日にも、定基と校合を行う。

十一月六日 入夜招定基朝臣、校合玉葉部類記、羞夜食後退出、

野々宮定基と「玉葉」の部類記を校合する。この後、定基と元禄八年

十二月二十一日、元禄九年二月六日・二十日、三月二日・十二日・二十三日・二十九日、八月二十九日に、東園基長と元禄九年五月八日・二十日に、校合を行っている。

元禄九年（一六九六）

44歳 前関白、従一位

三月六日 已刻参 内、予隨身和琴例、献了、台記所見也、

「台記」より引勘して作成した和琴の先例書を、東山天皇へ献上する。

四月二十四日の賀茂祭で和琴が再興されるので（「兼輝公記」）、それに向けた先例調査であろう。

五月十三日 午後庭田前中納言入来、就大系図儀有被尋事、相談畢、

庭田重条が入来し、「大系図」、すなわち「尊卑分脈」について尋ねられることがあり、相談する。

五月十四日 園中納言入来、被返納内裏式、被申儀式書写所望由、即両冊借与之了、

園基勝より、「内裏式」が返却される。次いで、基勝の求めに応じ、「儀式」二冊を貸し遣わす。「儀式」は、「貞観儀式」であろうか。

六月四日 自禁裏、古今集賀部書写事蒙仰、依小所勞、令申理了、

東山天皇より「古今和歌集」賀の部の書写を仰せ出されるが、所勞を理由に拝辞する。

七月五日 源大納言入来、被伝勅語云、七夕御遊童形兩人被召加、座次、公卿下、殿上人上由、有伝記、如何、旧記分明歟、予奏之、

右儀雖伝説、旧記不勘得間、是非難奏者、亜相退出、俄頃披見月次御楽記・二水記、大永六阿茶丸御月次参任、公卿下、候殿上人上由、有所見、仍右儀注付一帋、以所持用奏之了、

七夕御遊に召し加えられる童形の座次につき勅問があり、「月次御遊記」「二水記」を勘考し、大永六年（一二二六）の例を奉答する。

七月三十日 夕陽源中納言入来、良久対談、内々令頼明月記付紙悉終、
(中院通躬)

被隨身之、告欣然由、儲干飯・酒・肴、日没退出、

中院通躬に内々依頼した「明月記」への付紙の作業が終わり、届けられる。

八月八日 旧記虫払、今日終日畢、自去月廿八日毎日、除一日外悉虫払、(中略) 先日蒙仰神

位之勘例一封、以消息就俊清朝臣進献之、神位被授時勅使事無所見兵範記保元三年二月三分日吉明

神眷属牛豆被授神位、件位記、召社司於殿上口、密々賜之由、有所見

七月二十八日からこの日まで、蔵書の虫払いを行う。

また、七月五日に勅問のあった多田満仲社への神階授与の作法につき、「兵範記」を引勘し奉答する。

八月二十九日 午後招定基朝臣、校合玉葉部類記、今日全部事終了、
(野宮)

儲夕饌、入夜儲蕎麦切等、戌斜退出、

昨年の十一月六日に開始した「玉葉」の部類記校合が、この日終功する。

十二月二十三日 河合禰宜(禰子、池田光政女) 献慈母厄年祈祷祓、謁之、命服忌

書編輯事、

鴨祐之に、服忌書の編修を命じる。

元禄十年(一六九七) 45歳 前関白、従一位

八月八日 園中納言被隨身吉記入来、被返納、被申明月記恩借事、即
(基勝)

五冊借与之、小焉退出、

園基勝より「吉記」が返却され、次いで「明月記」五冊を貸与する。
(基勝)

十二月八日 園中納言入来、被問息元服事、依所望、元服次第作之書
(園基香)

之、送園中納言許了、

園基勝に、息基香の元服のため、「元服次第」を作成して与える。

元禄十一年(一六九八) 46歳 前関白、従一位

二月十四日 園中納言入来、被返給明月記、五冊、即借与次冊、五策、
(基勝)

園基勝より、昨年の八月八日に貸与した「明月記」五冊が返却され、次の五冊を貸与する。

三月九日 定基朝臣入来、談源氏絵事、
(野宮)

野宮定基と、「源氏絵」について談義する。

三月二十五日 園中納言入来、被返納明月記、五冊、謁之、借与次五冊、
(基勝)

退出、

園基勝より、二月十四日に貸与した「明月記」五冊が返却され、次の五冊を貸与する。

四月九日 招基長朝臣、終日校合旧記拔書、要抄、
(東園)

東園基長を招き、「類要抄」の校合を行う。「類要抄」は、「諸記類要抄」のことか。

四月十五日 園中納言入来、被返与明月記、五冊、乍臥謁之、借与次五冊、
(基勝)

園基勝より、三月二十五日に貸与した「明月記」五冊が返却され、次の五冊を貸与する。

四月二十一日 招中山大納言・清閑寺中納言、校合類要集、旧記、儲夕饌、
(篤親)

中山篤親と清閑寺熙定を招き、「類要抄」の校合を行う。

五月八日 明月記五冊、借与鴨権禰宜、依望申、自先日度々、借遣之、以序書之、

賀茂社権禰宜に「明月記」を貸与する。
(基勝)

五月二十三日 午後園中納言入来、謁談、返賜明月記、五冊、次五冊借

与之、

園基勝より、四月十五日に貸与した「明月記」五冊が返却され、次の五冊を貸与する。

六月二十六日 今日記録虫払、

この日より七月二日にかけて、蔵書の虫払いを行う。

七月四日 塔供養（幸仁親王）、相記次第、借式部卿宮（公弁入道親王）、是輪王主、所望云々、

輪王寺門跡公弁入道親王の求めにより、兄の有栖川宮幸仁親王から「塔供養記次第」借用の申し入れがあり、これを貸し出す。

九月四日 招定基朝臣、終日校合部類記、

野宮定基と部類記の校合を行う。部類記の具体的なことについては未詳。

十一月十六日 定基朝臣被持来旧記、見之、是以料物令書写者、也委細不及書、

野宮定基が持参した旧記を披見する。旧記の具体的なことについては未詳。割り書きにある様に、この旧記は筆耕させたものであった。十一月十九日の条には、

野宮 定基朝臣入来、与旧記料物、是遺料物於成方有旧記書写事、此朝臣被取伝件儀、

とあり、兼輝が筆耕料を支払っているので、定基が仲介し、兼輝が筆耕を依頼したものであることがわかる。

十一月二十一日 予所持明月記不足冊、自大炊御門前右府被借与之、（経光）

依可書写也、

「明月記」不足分の写本を作成するため、大炊御門経光より借用する。

元禄十二年（一六九九） 47歳 前関白、従一位

正月十六日 定基・兼親朝臣入来、謁之、各薄暮退散、（野宮）（中山） 定基朝臣被持参旧記、花園院御記、可写由、被書写之、

之抑留

野宮定基と中山篤親の子兼親が入来する。書写のため、定基が持参した旧記を借り置く。旧記の具体的なことについては未詳。

正月十八日 諸家伝、（二冊） 依御所望、就清閑寺中納言借献、（靈元上皇） 仙洞、

靈元上皇に、「諸家伝」二冊を貸し進らせる。

四月七日 定基朝臣入来、被借与兵範記、（野宮） 一冊、謁談、

野宮定基に、「兵範記」一冊を貸与する。

六月二十五日 自今日記録虫払、（初日・終日書之、其外毎日不及書之、

この日より蔵書の虫払いを行う。

七月四日 清閑寺中納言入来、謁之、自院被返下諸家伝、（靈元上皇） 借献也、（是当春所）

靈元上皇より、今春貸し進らせた「諸家伝」が返却される。

註

（1） 兼輝は、慶安五年（一六五二）四月十三日に誕生し、宝永二年（一七〇五）九月十日に没。天和二年（一六八二）二月二十四日から元禄三年（一六九〇）正月十三日までの間、靈元天皇の関白、東山天皇の摂政・関白を勤めた。彼は万治三年（一六六〇）三月二十三日に元服して内房と名乗り、延宝八年（一六八〇）七月十三日に冬経と改名。元禄十一年（一六九八）十二月四日には兼輝と再度改名しているが、本稿では最終的な名乗りである兼輝で統一する。

（2） 「兼輝公記」の原本は昭和二十年（一九四五）の東京大空襲で焼失されたとされ、明治三十二年（一八九九）に複製された謄写本三十二冊（日次記三十冊、別記三冊）が、東京大学史料編纂所に所蔵されている（請求記号・二〇七三一・二九、二〇七三一・三〇）。本稿における引用は、右の謄写本によっている。

（3） 「兼輝公記」を手掛かりとした政治史研究としては、たとえば高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九、平成元年。後に同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、平成二十六年に収録）、久保貴子「天和・貞享期の朝廷と幕府」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊十四、昭和六十二年。後に改稿し、同『近世の朝廷運営』岩田書院、平成十年に収録）、同「元禄期の朝廷」（『日本歴史』五二〇、平成三年。同前）、山口和夫「靈元院政について」（今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院、平成十年。後に同『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、平成二十九年に収録）などがある。

（4） 平井誠二「江戸時代の公家の精神生活——一条兼輝を中心として」（『大倉山論集』二十五、平成五年）。同稿では、兼輝の二度にわたる改名の事

情についても詳述されている。

- (5) 「槐記」享保十三年十月六日の条。引用は小杉楳邨校閲『槐記』（史料大成、哲学書院、明治二十三年）により、読点を適宜振り直し、人名註を付けた。
- (6) 明治初年における一条家の蔵書については、東京大学史料編纂所に所蔵される二冊の蔵書目録（ともに「一条家書籍目録」、請求記号・RS四一〇〇一・二、RS四一〇〇一・〇五）によって、ある部分の内容を知ることができる。武井和人「一条家の蔵書」、同「東京大学史料編纂所蔵『一条家書籍目録』（ともに、同『中世古典学の書誌学的研究』勉誠出版、平成十一年に所収）を参照。
- (7) たとえば、田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯／第六輯（思文閣出版、平成十五年／平成二十九年）の刊行に見られるような、研究の組織化や成果の豊富化をあげることができる。
- (8) 徳島新聞社編『徳島県歴史人物鑑』（徳島新聞社、平成六年）。「合田昌因」の項（大和武生執筆）。
- (9) 延宝期における公家社会での「明月記」の写本作成については、石田実洋「『明月記』延宝奥書本をめぐって——一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』——」（『日本歴史』六四七、平成十四年）に詳しい。
- (10) 竹林貫一編『漢学者伝記集成』（関書院、昭和三年）。
- (11) 江戸時代の家札については、拙稿「近世の家札について」（『日本史研究』三八七、平成六年）を参照。
- (12) 三浦周行「徳川光圀の修史事業」（『日本史の研究』第二輯上、岩波書店、一九三〇年）。
- (13) 延宝九年五月十一日・十五日、六月十日の条。
- (14) 岩澤愿彦監修『系図纂要』（新版、第七冊上、各著出版、平成六年）三十七頁。
- (15) 岡次郎編『崎門学脈系譜』（晴心堂、昭和十五年）。
- (16) 狩野永納と一条家の交流については、五十嵐公一「狩野永納の自筆書状」（『塵界』十二、平成十二年）を参照。
- (17) 前掲注（8）に同じ。
- (18) 西村慎太郎「近世堂上公家と地下官人の家札関係」（『日本歴史』六六一、平成十五年。後に『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、平成二十年に収録）。
- (19) 寛永五年（一六二八）前後から享保六年（一七二二）八月まで、冷泉家の文庫が封じられていたことについては、藤本孝一「冷泉家御文庫の封印と『明月記』（『朱雀』十、平成十年）を参照。
- (20) 高橋宗恒は、貞享四年（一六八七）の大嘗祭再興の際に尽力するなど、有職故実家として当時高名であった（西村慎太郎「宮中のシェフ、鶴をさばく——江戸時代の朝廷と庖丁道——歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、平成二十四年）七十七～八十頁。
- (21) この校合作業については、前掲註（9）石田実洋論文が論及し、「兼輝公記」から関係記事を抜き出している。ただし、関係記事のうち十一月十日条は十一日条の誤植で、また十二月十三日の記事を追加することができ。
- (22) 田中平丞と養父一閑の履歴については、前田家編輯部編『加賀藩史料』第五編（石黒文吉、昭和七年）元禄十五年五月二十八日の条を参照。記事の検索に際しては、東京大学史料編纂所の「近世編年データベース」（wwwapp.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/）を利用した。
- (23) 定基の学問については、宮川康子「野宮定基卿記覚書（1）」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』六、平成十三年）、同「野宮定基の思想形式——野宮定基卿記覚書（2）——」（『京都産業大学論集 人文科学系列』二十九、平成十四年）、同「近世公家知識人の歴史意識——野宮定基覚書（3）——」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』七・八、平成十五年）を参照。